

クラウド型勤務管理 follow[®] サービス利用契約約款

2.3 版

(第 2.3 版制定 : 2021 年 1 月 29 日)

クラウド型勤務管理 follow サービス利用契約約款

第1章 総則

第1条 (利用契約約款の適用)

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社（以下「当社」といいます。）は、クラウド型勤務管理 follow サービス利用契約約款（以下「本約款」といい、別紙「follow サービスの概要」および当社が別途提示する各種マニュアルも含まれます。）を定め、本約款を遵守することを条件として、本約款に定める利用契約を締結した契約者に対し、別紙「follow サービスの概要」に定めるサービスを提供します。

- 2 当社は、本約款のほかに、必要に応じて、契約者または利用申込者と合意のうえ、特約（以下「特約」といいます。）を定める場合があります。この場合、特約は本約款の一部を構成するものとし、特約に定めのない条件については本約款の定めが適用されるものとしますが、本約款と特約の定めが異なるときは特約の定めが本約款に優先して適用されるものとします。

第2条 (定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| | |
|-----------|---|
| 本サービス | 当社が本約款に基づき契約者に提供する別紙「follow サービスの概要」に定めるサービス。なお、その内容については第 20 条（本サービスの内容）のとおりとします。 |
| 利用契約 | 本約款に基づき当社と契約者との間に成立する、当社が本サービスの利用を許諾する契約。 |
| 利用契約等 | 本約款および利用契約の総称。 |
| 利用申込者 | 本約款に基づき本サービスの利用申込書を当社に提出する予定の者、および提出した者のうち、当社が利用申込に対する諾否の通知を発信していない状態にある者。 |
| 契約者 | 本約款に基づき利用契約を当社と締結し、当社から本サービスの利用の許諾を受けた者（利用契約時に申請された法人または満 20 歳以上の個人）。 |
| 契約者設備 | 本サービスの提供を受けるため、契約者が設置または借り受ける、電気通信回線、コンピュータ、電気通信設備その他の設備（建物を含みます。）および機器、ならびに契約者が使用するソフトウェア。 |
| 管理責任者 | 利用申込者（契約者の地位を得た場合は、その契約者）の中から指名される、本サービスの利用や契約者設備の環境設定・維持等に関する責任者。利用者が本サービスを利用する際に必要な初期設定等（詳細は当社が別途提示する各種マニュアルに定めるとおりとします。）を行う他、契約者設備の環境設定・維持を実施します。なお、契約者の関連会社または取引先が管理責任者になることはできません。 |
| 連絡先担当者 | 利用申込者（契約者の地位を得た場合は、その契約者）の中から指名される、本サービスに関する通知・連絡事項に関する、当社との連絡窓口となる者。なお、契約者の関連会社または取引先が連絡先担当者になることはできません。 |
| 利用者 | 契約者および契約者の関連会社または取引先の中から指名される、管理責任者から本サービスの利用の許諾を受けた者（個人）。 |
| ユーザライセンス数 | 本サービスを利用する利用者の数。 |
| 本サービス用設備 | 本サービスを提供するため、当社が設置または借り受ける、電気通信回線、コンピュータ、電気通信設備その他の設備（建物を含みます。）および機器、ならびに本サービスを提供するために当社が使用するソフトウェア。 |
| 勤務データ | 本サービスの利用に関するデータのうち、契約者が本サービスの利用にあたり本サービス用設備に登録する、勤務・休暇、工数、旅費等の実績データ。 |

| | |
|---------|--|
| 消費税等相当額 | 消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課。 |
| 年度 | 4月1日から翌年3月31日までの1年間の期間。 |

第3条（通知）

当社から契約者への通知は、別段の定めがある場合を除き、当社が適切と判断する方法（電子メール、書面または当社のホームページへの掲載等を含みます。）により行います。

- 前項に基づき、当社から契約者に対して行う通知は、別段の定めがある場合を除き、当社から発信された時点（ホームページへの掲載の場合は、掲載がなされた時点）から効力を生じるものとします。

第4条（本約款の変更）

当社は、90日の予告期間をおいて契約者に通知することにより、本約款を随時変更する場合があります。

- 前項にかかわらず、当社が本約款の変更内容について契約者の不利益にならないと判断した場合には、当社は本約款を随時変更することができるものとします。
- 前各項に従い本約款を変更する場合、利用料金等その他の提供条件は、変更後の約款を適用するものとします。

第2章 利用契約

第5条（利用契約の締結等）

利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）を当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法による承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、利用申込者は本約款の内容を承諾のうえ、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、利用申込者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。

- 利用申込者は、本サービスの利用申込の際、利用申込書上の必要な事項のすべてを記載するとともに、正当な権限を有する者による記名押印または署名をする必要があります。
- 利用申込者が個人の場合、本人確認のための資料を提示していただく場合があります。
- 利用申込者は、当社に提出いただく情報や書面に個人情報に記載する場合、当社に個人情報を提供することについて、本人の同意を得たうえで記載するものとします。
- 利用申込者は、利用申込その他事後において当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの利用申込（利用変更申込も含みます。）、利用の継続、および利用契約の継続のための必須の要件であって、これに違反することは、本サービスの利用申込（利用変更申込も含みます。）の承諾、利用の継続、および利用契約の継続にかかわる重大な要件であることを確認します。
- 利用変更契約とは、締結済みで現に有効の利用契約の変更（第6条（サービス利用範囲）に定めるサービス利用範囲の変更も含みます。）を契約者が申し出て、それを当社が承諾することにより成立する契約であり、契約者が、利用申込書を「変更」として当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法による承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、第1項なお書きから前項の定めは、利用変更契約にかかわる申込においても準用するものとします。
- 当社は、前各項その他本約款の他の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、利用契約または利用変更契約を締結しない場合があります。
 - 利用申込者または契約者が、本約款に同意できない場合。
 - 利用申込者または契約者が、過去に、債務の不履行、利用契約等の違反、その他第三者（本約款における「第三者」には、本サービスを利用する他の契約者も含まれます。以下同じとします。）に迷惑を及ぼす等の事由により、利用契約を解除または解約されたことがある場合。
 - 利用申込者または契約者が、将来に、債務の不履行、利用契約等の違反、その他第三者に迷惑を及ぼす等の蓋然性が高いと当社が判断した場合。
 - 利用申込者もしくは契約者、またはその役員が、第43条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当する場合、または第2項第2号に掲げるいずれかの行為を行った場合。
 - 利用申込書に、虚偽の記載があった場合。
 - 本サービスを提供することを含め、利用申込者または契約者による申込内容を実現することが、技術

上、業務遂行上、またはその他の理由から、困難と当社が判断した場合。

(7) その他、利用申込者または契約者からの申込が不適当と当社が判断した場合。

- 8 当社は、利用申込者または契約者からの第 1 項または第 6 項に基づく申込を承諾しない場合には、その旨を当社の定める方法により通知するものとします。
- 9 利用申込者または契約者は、当社が承諾に関する通知を発信するまでの間いつでも、当社が定める方法により当社に通知することにより、何らの負担を要することなく、本条に基づく申込を撤回することができるものとします。

第6条（サービス利用範囲）

契約者が利用することができる、本サービスの内容および諸条件（以下「サービス利用範囲」といいます。）並びにサービス利用範囲の変更の手續等は、別紙「follow サービスの概要」に定めるとおりとします。

第7条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約に定める本サービスのサービス利用開始日（以下「サービス利用開始日」といいます。）から、第 16 条（本サービスの廃止）、第 17 条（契約者からの利用契約の解約）、または第 18 条（当社からの利用契約の解約）に基づき利用契約が終了する日までとします。

第8条（無料期間）

本サービスには、無料期間（以下「無料期間」といいます。）があります。無料期間とは、本サービスの「新規利用」の利用契約（利用申込書において「新規利用」として申し込まれ、当社がその申込を承諾することにより成立する利用契約をいいます。）に対して適用される、利用料金等の支払義務を負わずに本サービスを利用することができる期間です。

- 2 無料期間は、サービス利用開始日からその翌月末日まで（ただし、利用契約に定めるサービス利用開始日が月の初日であった場合は、利用契約に定めるサービス利用開始日からその月の末日まで）、とします。
- 3 無料期間中におけるサービス利用範囲は、無料期間中において最新の利用契約に定めるとおりとします。
- 4 無料期間中におけるサービス利用範囲の変更については、第 6 条（サービス利用範囲）の定めを適用するものとします。
- 5 無料期間中において契約者は、利用申込書を「解約」として当社に提出することにより、第 17 条（契約者からの利用契約の解約）第 1 項から第 3 項までの定めにかかわらず、いつでも、何らの負担を要することなく（ただし、別紙「follow サービスの概要」に定める「導入支援サービス」（以下「導入支援サービス」といいます。）の利用料金等についてはこの限りではなく、第 17 条（契約者からの利用契約の解約）第 4 項に従うものとします。）、利用契約を解約することができるものとします。ただし、無料期間経過後に当社がその（解約の）利用申込書を受領した場合、当社は、契約者が無料期間経過後もなお本サービスを利用していたものとみなし、第 9 条（最短利用期間）に基づき利用料金等を請求するものとし、契約者はその支払義務を負うものとします。
- 6 当社は、契約者からの第 5 項の（解約の）利用申込書を受領後、速やかに、承諾か否かを、当社の定める方法により通知するものとします。なお、当社が承諾した場合には、通知後速やかに、解約に伴う処理を実施するものとします。

第9条（最短利用期間）

本サービスには、最短利用期間（以下「最短利用期間」といいます。）があります。最短利用期間とは、本サービスの利用継続を義務づける期間であり、原則として、最短利用期間中、第 17 条（契約者からの利用契約の解約）第 1 項に基づく利用契約の解約はできないものとします。

- 2 最短利用期間は、無料期間満了日の翌日から起算して 6 ヶ月目に相当する日（以下「最短利用期間満了日」といいます。）まで、とします。
- 3 最短利用期間中におけるサービス利用範囲の変更については、第 6 条（サービス利用範囲）の定めを適用するものとします。
- 4 最短利用期間中の利用料金等の算定方法や支払にかかる諸条件については、第 24 条（本サービスの利用料金、算定方法等）、第 25 条（利用料金等の請求および支払）および第 26 条（利用料金等の支払方法）の定めを適用するものとします。
- 5 契約者は、第 1 項の定めにかかわらず最短利用期間中に利用契約を解約する場合、第 17 条（契約者からの利用契約の解約）の定めに従うものとします。
- 6 最短利用期間満了前に解約したものの、その最短利用期間中に再度本サービスを利用される場合は別途協議とします。

第10条(契約者にかかわる内容の変更)

契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる内容に変更がある場合、当社に対して変更予定日の30日前までに通知するものとし、かかる通知は第5条(利用契約の締結等)第6項の定めに従うものとし、

- 2 契約者からの前項の通知にかかる、懈怠、内容誤り、内容の事実との相違、遅延、不到達その他これらに類する事由に起因したまたは関連して生じた、当社の債務不履行や契約者の不利益または損害につき、当社は責任を負わないものとし、

第11条(管理責任者、連絡先担当者)

利用申込者は、本サービスの利用に際し、管理責任者および連絡先担当者を各1名定め(同一人物が両者を兼任することも可能)、利用申込書に記載して当社へ通知し、利用契約成立後もなお、これらを継続して設置するものとし、

- 2 連絡先担当者は、当社からの通知内容について、自らの負担と責任において、契約者に周知するものとし、
- 3 契約者は、管理責任者または連絡先担当者に変更がある場合、当社に対して速やかに通知するものとし、かかる通知は第5条(利用契約の締結等)第6項の定めに従うものとし、
- 4 契約者は、第三者、および契約者の関連会社または取引先に対し、管理責任者や連絡先担当者の地位および権限を譲渡または貸与してはならないものとし、
- 5 契約者が本約款に定める管理責任者または連絡先担当者に関する定めを遵守しなかったことまたは遵守が不十分だったことに起因したまたは関連して生じた契約者および第三者の損害について、当社は責任を負わないものとし、また、これらに起因したまたは関連して当社が損害を被ったときは、契約者はその損害を賠償しなければならないものとし、

第12条(管理者ログインIDおよび管理者パスワード)

当社は、利用契約の成立に際し、契約者に対し、管理者ログインIDおよび管理者パスワードを払い出すものとし、管理者ログインIDおよび管理者パスワードは、契約者のうち管理責任者の地位を得る者のみが使用することができるものとし、

- 2 管理責任者は、管理者ログインIDおよび管理者パスワードを、第三者、無権限者(次項に基づく変更により管理責任者となる予定の者は除きます。)、および契約者の関連会社または取引先に対し、開示、貸与、共有、譲渡、名義変更、売買、質入等しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(管理者パスワードの適宜変更を含みます。)するものとし、
- 3 前条(管理責任者、連絡先担当者)に基づき管理責任者を変更する場合、契約者は、自らの負担と責任において、管理者ログインIDを引き渡し、管理者パスワードを変更するものとし、なお、管理責任者を変更する場合であっても、管理者ログインIDは原則として同一のままとなります。
- 4 管理者ログインIDおよび管理者パスワードにつき、管理不備(前項に定める禁止事項の違反、漏洩、紛失、忘却、盗難、覚え違い、管理者パスワードの適宜変更の失念を含みますが、これらに限りません。以下同じ)とします。)、使用上の過誤、第三者や無権限者による使用等があった場合、管理責任者は、直ちにその旨を当社に通知し、当社から指示がある場合には、これに従うものとし、
- 5 管理者ログインIDおよび管理者パスワードに関する管理不備、使用上の過誤、第三者や無権限者による使用等により契約者または第三者が損害を被った場合、契約者は、自らの負担と責任においてその解決を図るものとし、当社は責任を負わないものとし、
- 6 管理者ログインIDおよび管理者パスワードに関する管理不備、使用上の過誤、第三者や無権限者による使用等により当社が損害を被った場合、契約者は、その損害を賠償するものとし、
- 7 当社は、契約者の管理責任者ログインIDを用いた本サービスの利用その他の行為は、すべてその契約者によるものとみなすものとし、契約者は、かかる利用その他の行為に起因して生じた利用料金等の支払その他の債務を負担するものとし、また、かかる利用その他の行為により当社が損害を被った場合、それが当社の責めに帰すべき場合を除き、契約者はその損害を賠償するものとし、

第13条(利用者ログインIDおよび利用者パスワード)

管理責任者は、利用契約の成立後、自らの負担と責任において、契約者の従業員(管理責任者自身も含みます。)、または契約者の関連会社もしくは取引先に対し、利用者ログインIDおよび利用者パスワードを払い出すものとし、

- 2 利用者ログインIDおよび利用者パスワードの払い出しに関するルールや方法については、当社が別途提示する各種マニュアルのとおりとします。

- 3 利用者ログイン ID および利用者パスワードに関する、払い出しにかかる紛争や不都合、管理不備、使用上の過誤、第三者や無権限者による使用等があった場合、および、それらにより契約者または第三者が損害を被った場合、契約者は、自らの負担と責任においてその解決を図るものとし、当社は責任を負わないものとしします。
- 4 利用者ログイン ID および利用者パスワードに関する、払い出しにかかる紛争や不都合、管理不備、使用上の過誤、第三者や無権限者による使用等により当社が損害を被った場合、契約者は、その損害を賠償するものとしします。
- 5 当社は、利用者ログイン ID を用いた本サービスの利用その他の行為は、すべてその契約者によるものとみなすものとし、契約者は、かかる利用その他の行為に起因して生じた利用料金等の支払その他の債務を負担するものとしします。また、かかる利用その他の行為により当社が損害を被った場合、それが当社の責めに帰すべき場合を除き、契約者はその損害を賠償するものとしします。

第14条(本サービスの提供の一時的な中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断する場合があります。

- (1) 本サービス用設備への予測不能なアクセスの集中により、本サービス用設備が動作不良または動作停止となった場合
 - (2) 本サービス用設備にかかる、事故、破損、故障、不具合、不通、不良、不作動、動作遅延等（以下、これらを総称して「障害」といいます。）、警告等により、緊急に、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行う場合
 - (3) 電気通信事業者、電力会社、その他インフラ供給者の提供するインフラが当社への事前の通知等なく中断し、それが本サービスの運営や提供にかかわる場合
 - (4) 運用上または技術上等のやむを得ない理由により、緊急に中断すべき事由が生じた場合
 - (5) その他、天災地変等当社の責めに帰することができない事由により、本サービスを提供することが困難な場合
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断する場合があります。
 - (1) 本サービス用設備にかかる、定期的または不定期的であるが事前の通知が可能な、保守、点検、工事、改修、バージョンアップ、権利関係の確認等を行う場合
 - (2) 電気通信事業者、電力会社、その他インフラ供給者の提供するインフラが将来において中断する旨の連絡を当社が受けた場合
 - (3) その他、運用上または技術上等のやむを得ない理由により、将来において中断すべき事由が生じた場合
 - 3 第1項または第2項に該当する場合、当社は契約者に対し、速やかに、第1項の場合は把握しうる範囲での中断期間を、第2項の場合は中断開始時期および中断解消時期を、通知するものとしします。
 - 4 第1項または第2項により本サービスを提供できなかったことに起因または関連して契約者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとしします。

第15条(本サービスの提供停止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または催告を要することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止し、当該事由が解消するまでの間、その停止を継続する場合があります。

- (1) 契約者が第18条（当社からの利用契約の解約）第1項各号または第2項各号のいずれかに該当すると判断した場合
 - (2) 契約者が第24条（本サービスの利用料金、算定方法等）に定める本サービスの利用料金を第26条（利用料金等の支払方法）第1項各号に定める期日までに当社へ支払わなかった場合
 - (3) 第31条（禁止事項）第1項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - (4) 第39条（免責）第1項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合
 - (5) その他、契約者の責めに帰すべき事由により、本サービスの運営や他の契約者への本サービスの提供に支障をきたすと判断した場合
- 2 前項により本サービスを提供できなかったことに起因または関連して契約者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとしします。
 - 3 契約者は、第1項のいずれかの事由により当社が損害を被った場合、当社に対し、その損害を賠償するものとしします。
 - 4 契約者は、第1項に基づく本サービスの提供停止期間中であっても、当社に対する当該期間中の利用料金

等の支払義務を負うものとします。

第16条(本サービスの廃止)

当社は、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。その場合、当社は契約者に対し、本サービスを廃止する日(以下「サービス廃止日」といいます。)の6ヶ月前までに、書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急またはやむを得ない事情がある場合、当該通知の予告期間を短縮または当該通知を事後に実施することができるものとします。

- 2 本サービスの全部が廃止された場合、または、一部が廃止され利用契約等を継続することが困難と当社が判断した場合、サービス廃止日をもって利用契約等は自動的に解約となります。
- 3 本条に基づいて本サービスの全部または一部が廃止となった場合、当社は、サービス廃止日の属する月の利用料金等については請求するものとしますが、サービス廃止日の属する月の翌月以降も利用料金等が既に支払われていた場合、本サービスを提供しない日数(サービス廃止日の属する月における、本サービスを提供しない日数は除きます。)に対応する額については契約者に返還するものとします。
- 4 第1項により本サービスを廃止することに起因または関連して契約者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第17条(契約者からの利用契約の解約)

契約者は、解約希望日の30日前までに、利用申込書を「解約」として当社に提出することにより、当該利用申込書に記載の解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします(以下利用契約を解約する日を「解約日」といいます。)。なお、解約希望日の記載のない場合もしくは解約希望日が不明瞭な場合、または利用申込書が当社に到達した日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、当該利用申込書が当社に到達した日より30日後を契約者の解約希望日とみなします。

- 2 前項に基づく解約の場合、契約者は、解約日の属する月までの利用料金等の支払義務を負うものとします。
- 3 第1項に基づく解約の場合において解約日が最短利用期間中であるとき、契約者は、前項の支払義務のほか、当該解約日が属する月の翌月から最短利用期間の満了日が属する月までの利用料金等相当額の支払義務を負うものとします。
- 4 契約者は、「導入支援サービス」の利用にかかる利用契約を当社と締結したにもかかわらず、その後に利用契約の解約を申し込んだ場合、その解約にかかる申し込みの当社への到達時期や当社による「導入支援サービス」の実施状況等、事由のいかんを問わず、「導入支援サービス」にかかる利用料金等については、支払義務を負うものとし、第25条(利用料金等の請求および支払)第1項に定める本サービスの利用料金に加算して支払い請求書により契約者に請求するものとします。

第18条(当社からの利用契約の解約)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、事前の通知または催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 支払停止または支払不能となった場合
- (2) 手形または小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあった場合、または、租税滞納処分を受けた場合
- (4) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあった場合、または、清算に入った等信用状態に不安が生じた場合
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止、もしくは営業登録の取消処分等の処分を受けた場合、または、転廃業しようとした場合
- (6) 解散、合併、分割、減資、もしくは事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をしようとした場合、または契約者にかかる経営の実質的な支配権の変更が生じた場合
- (7) 前各号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じた場合
- (8) 利用契約の履行に関して重大な背信行為をした場合
- (9) その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
- 2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当し、書面により催告した日の翌日から30日を経てもなおかかる状態が是正されない場合は、利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
 - (1) 利用申込書その他の通知内容等に虚偽の記載があった場合
 - (2) 利用契約等に違反した場合
 - (3) 正当な理由なく利用契約等にかかる債務を履行しない場合(利用料金等の不払いを含みますが、これに限りません。)
 - (4) 本サービスについて当社が禁止する事項を行った場合
- 3 当社は、第15条(本サービスの提供停止)第1項に基づき本サービスの提供を停止し(同条第1項第1号

を除きます。)、当該停止の日から 30 日を超えてもなおその停止の原因となった事由が解消されない場合、事前に通知のうえ、利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- 4 契約者は、前三項のいずれかの事由に該当したことにより利用契約の全部または一部を解約した場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当社から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに一括して弁済しなければならないものとします。
- 5 第 1 項から第 3 項により利用契約の全部または一部を解約することに起因または関連して契約者および第三者が不利益または損害を被った場合であっても、当社は責任を負わないものとします。
- 6 契約者は、第 1 項のいずれかの事由により当社が損害を被った場合、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第19条(契約終了後の処理)

契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての機器、ソフトウェアおよび本サービスに関する資料等(資料等の全部または一部の複製物および改変物を含みません)について、直ちに当社の指示に従って当社に返還し、廃棄し、記録媒体から抹消し、または当社の指示に従った処置を行うものとし、当社と契約者の間に別段の書面による合意がある場合を除き、一切保存しないものとします。

第3章 サービス

第20条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、別紙「follow サービスの概要」のとおりとし、本サービスを利用する際の操作方法等は、当社が別途提示する各種マニュアルに記載するとおりとします。

- 2 契約者は、利用契約等に基づいて本サービスを利用することができるものであり、利用契約等に別段の定めがある場合を除き、本サービスの提供に伴い、本サービスに関する知的財産権その他のいかなる権利も取得するものではないことを承諾します。
- 3 別紙「follow サービスの概要」や当社が別途提示する各種マニュアルと現に提供されている本サービスとの間に差異がある場合、現に提供されている本サービスが優先とします。

第21条(本サービスの提供区域と言語)

本サービスの提供区域は、利用契約等に別段の定めがある場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

- 2 本サービスの提供言語は日本語に限定されるものとします。

第22条(勤務データの取り扱い)

当社は、本サービスの提供、維持、契約管理を行う目的で、勤務データを、別紙「follow サービスの概要」に定める頻度でバックアップするものとします。ただし、本条における当社による勤務データのバックアップとは、本サービス用設備に契約者によって格納された勤務データをその状態のままバックアップするのみの機能となります。よって、そのデータに破損、エラー、不具合等があった場合、その内容の正確性や完全性や正常状態へのリカバリー等は保証の限りではなく、かつ、それらに起因または関連する不利益や損害については、その請求原因を問わず、当社は責任を負わないものとします。

- 2 当社は、前年度および当年度の勤務データをバックアップするものとし、毎年度始めに前々年度の勤務データを削除するものとします。
- 3 契約者は、勤務データについて、第 1 項の当社によるバックアップとは別に、自らの負担と責任においても、バックアップするものとします。勤務データに関するバックアップにかかる当社の責任は、第 1 項に定めるものがすべてです。
- 4 当社は、利用契約が解約された場合、第 1 項および第 2 項の定めにかかわらず、勤務データをすべて削除することができるものとします。ただし、利用契約の解約が一部のみであった場合の勤務データの削除については、別途協議とします。
- 5 本条に基づくバックアップ、および、本条に基づき勤務データを削除したこともしくは勤務データを削除しなかったことにより契約者に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。

第23条(再委託)

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第35条(秘密情報の取り扱い)および第36条(個人情報取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第24条(本サービス等の利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金、算定方法等は、別紙「follow サービスの概要」に定める利用料金表（以下「料金表」といいます。）のとおりとし、暦月単位に算定するものとします。なお、解約日が属する月の利用料金についても日割計算はしないものとします。

第25条(利用料金等の請求および支払)

当社は、毎月、本サービスにかかる当月末日までの契約者による利用実績を、翌月10日までにとりまとめ、料金表に基づき本サービスの利用料金を算定し、これにかかる消費税等相当額を合算した額を、速やかに支払請求書により契約者に請求するものとします。なお、消費税等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとします。

- 2 契約者は、当社からの毎月の支払請求書に基づき、次条(利用料金等の支払方法)に定める支払方法に従い、本サービスの利用料金等を毎月支払うものとします。なお、本サービスにおいて、利用料金等は、暦月単位での支払となります。
- 3 契約者が「導入支援サービス」の利用にかかる利用契約を当社と締結した場合、当社は、料金表に基づき「導入支援サービス」の利用料金を算定し、当該利用料金を、その「導入支援サービス」にかかる作業が完了した日の翌月以降速やかに、第1項に定める本サービスの利用料金に加算して支払請求書により契約者に請求するものとします。
- 4 契約者は、第14条(本サービスの提供の一時的な中断)、第15条(本サービスの提供停止)、およびその他の事由により利用できない状態となった場合であっても、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等相当額を支払うものとします。ただし、当社が本サービスを提供するに当たり、当社の責めに帰すべき事由により本サービスを全く利用することができない状態（以下、この状態を「利用不能」といいます。）が、当社が利用不能を認知してから24時間以上継続した場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する利用料金およびこれにかかる消費税等相当額については、当社所定の方法により契約者へ返還します。なお、契約者は、当該利用不能に関して、第37条(損害賠償の制限)に定める契約者の権利、その他利用不能に起因または関連する損害賠償請求権その他の金銭請求権を行使することはできません。
- 5 契約者は、利用契約等に別段の定めがある場合を除き、利用契約の終了後においても、その利用期間中にかかる契約者の一切の未払いの利用料金等の支払債務その他債務がある場合にはこれを履行するものとし、履行されるまでの間、それらの債務は消滅しません。
- 6 当社は、利用契約等に基づき契約者が既に支払った利用料金等がある場合、利用契約等に別段の定めがある場合を除き、その理由の如何を問わず返還しません。

第26条(利用料金等の支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金等を、次の各号のいずれかの方法により支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、収納代行業者と契約者との間に別段の定めがある場合を除き、契約者の負担とします。

- (1) 口座自動振替により利用料金等を支払う場合、当社が指定する収納代行業者と事前に預貯金自動振替契約を締結し、収納代行業者が指定する期日までに、収納代行業者が指定する金融機関に、収納代行業者の指定する方法により、支払うものとします。
- (2) 請求書払いにより利用料金等を支払う場合、当社からの支払請求書の発行日から45日（当日が金融機関の休業日にあたる場合は、直前の金融機関の営業日とします。）以内に、利用料金等を当社が指定する金融機関の口座に円貨にて一括で振り込むことにより支払うものとします。
- (3) その他当社が指定する方法により利用料金等を支払う場合、当社が指定する期日までに、当該方法にて支払うものとします。

- 2 契約者と前項の収納代行業者または金融機関との間の紛争については、契約者が自らの負担と責任で解決するものとし、当社は責任を負わないものとします。

第27条(遅延利息)

契約者が、本サービスの利用料金等その他の利用契約等に基づく金銭債務を、前条(利用料金等の支払方法)第1項各号に定める期日(以下「支払期日」といいます。)が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、当該当社所定の支払期日満了の日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、支払を遅延している金額に対して年14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として支払うものとします。なお、その際、計算した遅延利息の額に1円未満の端数があるときは、その額は切り捨てるものとします。

- 2 前項の遅延利息の支払方法等は前条(利用料金等の支払方法)に準じるものとします。

第5章 契約者の義務等

第28条(契約者の義務)

契約者は、利用契約等に従って、現状有姿のまま、本サービスを利用するものとします。

- 2 契約者がその関連会社または取引先に本サービスの利用を許諾した場合、契約者は、それら関連会社または取引先に対し、次の各号に定める事項について契約を締結するなどし、これらの事項を遵守させるものとします。
 - (1) 契約者の関連会社または取引先は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金等の支払義務など条項の性質上、契約者の関連会社または取引先に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が終了した場合は、契約者の関連会社または取引先に対する本サービスも自動的に終了し、本サービスを利用できないこと。
 - (3) 契約者の関連会社または取引先は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、契約者の関連会社または取引先から事前の書面による承諾を受けることなくそれらの秘密情報を開示することができること、また、当社は第23条(再委託)に定める再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は本約款に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 契約者の関連会社または取引先は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
- 3 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、契約者の関連会社または取引先に対し、速やかに伝達するものとします。
- 4 契約者がその関連会社または取引先に本サービスの利用を許諾した場合において、それら関連会社または取引先が第2項各号のいずれかの条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
- 5 契約者の関連会社および取引先の行為ならびに利用者の行為は、契約者の行為とみなし、また、契約者は当社に対してかかる行為の責任を負うものとします。
- 6 契約者は、本サービスを利用者以外の第三者に対して利用させてはならないものとします。この場合、当該第三者の行為は、契約者の行為とみなし、また、契約者は当社に対してかかる行為の責任を負うものとします。
- 7 契約者の関連会社または取引先が、第2項各号のいずれかの条項に違反した日から相当期間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該関連会社または取引先に対する本サービスの提供を停止すること。
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部もしくは当該関連会社または取引先の本サービス利用に関する部分を含め一部を解約すること。

第29条(自己責任の原則)

契約者による本サービスの選択、導入、使用、使用結果については契約者の責任とします。

- 2 本サービスの利用にあたり、契約者の責めに帰すべき事由で、契約者と第三者との間に紛争や損害を生じ、または、第三者からクレーム等の請求がなされるかもしくは第三者にそれをなす場合、契約者は、自らの負担と責任をもって処理、解決するものとします。なお、契約者内部における紛争や損害の発生やクレーム等の請求についても同様とします。
- 3 本サービスの利用にあたり、契約者の責めに帰すべき事由で、当社と第三者との間に紛争や損害を生じさせ、または、第三者から当社へのクレーム等の請求を生じさせるかもしくは当社から第三者にそれをなしたした場合、契約者は、自らの負担と責任をもって、当社に代わって、これら进行处理、解決するものとし、当社に対して一切の迷惑をかけないものとします。
- 4 本サービスの利用にあたり、契約者の責めに帰すべき事由で、契約者が、当社、他の契約者、または第三者に不利益または損害を与えた場合、契約者は、その賠償を行うものとします。

第30条(本サービス利用のための契約者の設備等の設定・維持)

契約者は、自らの負担と責任において、当社が定める条件にて、契約者設備その他本サービスの利用にあたり契約者が管理する設備等の設定・維持を実施するものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自らの負担と責任において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
- 3 当社は、第1項の契約者設備その他本サービスの利用にあたり契約者が管理する設備等、および第2項のインターネットの接続に関して生じた一切の不利益、不具合、紛争、損害等について、責任を負わないものとします。

第31条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を、作為、不作為を問わず、行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざんもしくは消去し、または不正利用する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 第三者、当社、および本サービスを差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6) 犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、ポルノまたは虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または提供する行為
 - (10) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (11) 虚偽の申告をする行為
 - (12) 第三者の設備等または本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (13) 本サービスの機能解析、ソフトウェア、アプリケーションまたはシステムの構成分析、技術調査、改変等、本サービスの利用以外の目的のために本サービスを利用する行為
 - (14) 本サービスにおいて当社が提供するコンテンツ、その他本サービスにかかわる資料等の第三者に対する配布、販売、再販売、またはこれに類する行為
 - (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
 - (16) 利用契約等その他当社が提示する条件に違反しまたは違反するおそれのある行為
 - (17) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 - 3 当社は、本サービスの利用にあたり、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることまたは契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為または契約者が提供または伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含まれます。)データや情報等を監視する義務を負うものではありません。

- 4 契約者が第1項各号のいずれかに該当する行為により第三者に与えた損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 5 契約者が第1項各号のいずれかに該当する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に生じた損害を賠償するものとします。

第6章 当社の義務等

第32条(善管注意義務)

当社は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

第33条(本サービス利用のための環境維持)

当社は、本サービス利用のための環境維持に努めるものとします。

- 2 当社は、本サービス利用のための環境を維持するために必要であると判断した場合に、契約者設備、勤務データ等について、監査、監視、分析、調査等を実施する場合があります。ただし、本項は、当社が当該行為を実施する義務があることを意味するものではありません。

第34条(本サービス用設備の障害等)

当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

- 2 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なくその修理または復旧に努めるものとします。
- 3 当社は、本サービス用設備のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
- 4 上記のほか、本サービスに障害が発生したときは、契約者および当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第35条(秘密情報の取り扱い)

契約者および当社は、利用契約等に基づいて知り得た次の各号に定める相手方の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、相手方の書面による承諾なくしていかなる第三者に開示または漏洩しないものとします。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム、その他関係資料等の書面または電子媒体により開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知された上で、口頭、その他書面または電子媒体以外の方法により開示された情報であって当該開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により通知されるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報と取り扱わないものとします。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 3 本条の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示する

ことができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

- 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 5 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下「資料等」といいます。本条において以下同じとします。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 6 第1項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第23条（再委託）に定める再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は、再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- 7 第1項から第4項の定めにかかわらず、契約者は、その関連会社または取引先に対して、それらが契約者の下で本サービスを利用する限りにおいて、当社から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、契約者は、その関連会社または取引先に対して、本条に基づき契約者が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- 8 秘密情報の提供を受けた当事者は、利用契約が終了したときまたは相手方の要請があったときは、資料等（前項に基づき相手方の承諾を得て複製等した秘密情報を含みます。）を相手方に返還するかまたは破棄するものとし、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合は、これに対して当社が適正と判断する処置を行うものとします。
- 9 本条の規定は、利用契約終了日の翌日から3年間はお有効に存続するものとします。

第36条（個人情報の取り扱い）

契約者は、当社が、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める「個人情報」および同法第2条第1項に規定する「個人情報」のうち別途合意のうえ定めた情報をいいます。以下同じとします。）を収集および利用し、または第23条（再委託）に基づく再委託先に本サービスの運営に関して必要となる業務の全部または一部を収集および利用させることに同意するものとします。

- 2 契約者は、当社または前項に定める再委託先が、個人情報について、次の各号に定める目的に利用することに同意するものとします。
 - (1) 本サービスの提供のため、および、本サービスの提供にあたり再委託先に委託させた業務を実施するため
 - (2) 本サービス用設備その他の本サービスに関連する設備やシステム等の開発、運用、維持、改善、管理のため
 - (3) 本サービスまたはこれに関連する申込、社内審査、承諾、拒否、請求、案内もしくは連絡等の実施、または問合せ対応のため
 - (4) 本サービスまたはこれに関連する商品、設備、システム等に関するアンケート、市場調査の実施のため
- 3 当社は、前項の目的を達成するため、個人情報に関して、その保護に関することを含め関連する法令およびガイドライン等を遵守するものとします。なお、前項の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。
- 4 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第1項および第3項から第8項の規定を準用するものとします。
- 5 前項において準用する前条（秘密情報の取り扱い）第1項および第4項の規定は、利用契約の終了または解約の日以降もお有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第37条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスの利用等に起因しまたは関連して当社が契約者または第三者に対して負う損害賠償責任は、当社の責めに帰すべき事由を直接の原因として契約者に現実に発生した通常の損害に関する金銭賠償請求に限定されるものとし、特別損害、間接損害および逸失利益等については免責されるものとします。

- 2 前項に定める損害賠償の額は、次の算出方法により（小数点第2位以下切捨。）算出した額を上限とします。
 - (1) 損害が発生した月から起算して過去6ヶ月間の利用料金の平均月額利用料金（1ヶ月分）
 - (2) 損害が発生した時が、最短利用期間中である場合には、最短利用期間中の利用料金の平均月額利用料金（1ヶ月分）
- 3 前二項にかかわらず、損害が発生した時が、無料期間中である場合には、当社はいかなる賠償責任も負わないものとします。
- 4 契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合に、契約者が第34条（本サービス用設備の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り、実施することができるものとします。
- 5 契約者の当社に対する損害賠償請求権は、本サービスの利用等に関して損害が発生したことを契約者が知った日から起算して3ヶ月を経過してもなお行使されない場合には、消滅するものとします。
- 6 前各項その他のいかなる定めにかかわらず、利用申込者もしくは契約者、またはその役員が、第43条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかに該当する場合、または第2項第2号に掲げるいずれかの行為を行った場合において、当社は、それを理由とした当社の行為（作為、不作為を問いません。）に起因しまたは関連して利用申込者もしくは契約者、または第三者に生じる損害や不利益について、賠償責任を負わないものとします。
- 7 本サービスに関連して発生した利用申込者もしくは契約者、または第三者の損害に関する当社の責任は、本条に定めるものがすべてとします。

第9章 雑則

第38条(保証)

当社は、本サービスについて、当該サービス提供時点において有効な別紙「followサービスの概要」や当社が別途提示する各種マニュアルに記載される内容に従って提供することに努めますが、それらの内容と現に提供されている本サービスとの間に差異がある場合、現に提供されている本サービスが優先されるものとします。

- 2 当社は、明示または黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供、内容・性質もしくは得られる情報等が契約者および利用者の希望を満たすこと、提供にあたって障害が一度も生じないこと、本サービスに発見された障害が必ず修正されること、本サービスから得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、勤務データを含みますが、これらに限りません。）が常に破損しないこと、別紙「followサービスの概要」や当社が別途提示する各種マニュアル記載の内容から本サービスが将来において変わらないこと、について、必ずしも保証するものではありません。
- 3 前二項の規定は、本サービスについての保証のすべてを規定したもので、その他、本サービスに関するすべての明示または黙示の保証責任を負うものではありません。

第39条(免責)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず一切の義務および責任を負担せず、次の各号に定める事由に起因しまたは関連して契約者に生じた不利益または損害については、その請求原因を問わず、賠償をしないものとします。

- (1) 契約者が利用契約等の定め違反した場合
- (2) 契約者が禁止事項等に違反した場合
- (3) 契約者設備と本サービスの間で生ずる特殊な不具合（一般に相性の悪さと呼ばれるもの）により、障害が発生した場合
- (4) 契約者における独自の仕様やルールに起因する事象により障害が発生した場合
- (5) 契約者が、本サービスの手順・セキュリティ手段等を遵守せず、または免責事項・制限事項・注意事項等に該当したために障害が発生した場合

- (6) 契約者が誤操作をした場合
 - (7) 契約者が第三者の知的財産権を侵害した場合
 - (8) 前各号の他（前各号の場合は契約者の責めに帰すべき事由がない場合を含みます。）、契約者の責めに帰すべき事由がある場合
 - (9) 第 14 条（本サービスの提供の一時的な中断）または第 15 条（本サービスの提供停止）によって、本サービスの利用が中断または停止していた間に契約者に生じた事由による場合
 - (10) 契約者から申告があったものの当社では再現できない障害による場合
 - (11) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する場合
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) 当社以外の者が製造または設定等を行ったハードウェアやソフトウェア（契約者設備を含む）、および当社以外の者が提供するサービス（電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービスを含む）に起因する障害の場合
 - (14) 契約者、または契約者の依頼により設定等が実施された各種情報等に起因して発生した損害
 - (15) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、本サービス用設備への第三者による不正アクセス、不正アタック、通信経路上での傍受または不正な改変の場合
 - (16) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入に起因する場合
 - (17) 第三者の不法行為または債務不履行の場合
 - (18) 法令に基づく処分、裁判所の命令の場合
 - (19) 天災地変（雷、地震、竜巻、台風、豪雨、洪水、爆発、を含むがこれらに限りません。）、戦争、クーデター、テロリズム、内乱、反乱、騒乱、暴動、火災、政府および地方自治体の規制、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、交通事故等の不可抗力
 - (20) その他、当社の責めに帰さない事由による場合
- 2 契約者または契約者の関連会社もしくは取引先が本サービスを利用することにより契約者、契約者の関連会社、契約者の取引先、第三者の間で生じた紛争等について、当社は責任を負わないものとします。

第40条(知的財産権)

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の提供物に関する著作権、特許権、商標権、ならびにノウハウなどの一切の知的財産権は、当社または原権利者に帰属するものとします。

第41条(権利義務譲渡の禁止)

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡したり、貸与したり、承継させたり、または担保に供してはならないものとします。

第42条(権利の帰属)

利用契約等およびそれらに基づいて契約者と当社との間で有効となった契約や特約に明示的に規定されているものを除き、当社は、本サービスについて、なんらの権利も契約者に対し許諾または譲渡するものではありません。

第43条(反社会的勢力の排除)

当社は、利用申込者もしくは契約者、またはその役員が、次の各号のいずれかに該当するとき、利用申込者または契約者と利用契約または利用変更契約を締結しない場合があります。

- (1) 自己または自己の役員（取締役、執行役または監査役）もしくは経営に実質的に関与している者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- (2) 自己の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自己の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自己が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

- (5) 本約款の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
- 2 当社は、契約者およびその役員が、次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず直ちに利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 契約者または第三者をして次に掲げる行為をしたとき
- ①当社に対する暴力的な要求行為
 - ②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他 ①乃至④に準ずる行為
- 3 当社は、前項の規定により利用契約の全部または一部を解約した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責めを負わないものとします。
- 4 第2項の規定により利用契約の全部または一部を解約した場合、契約者は、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当社から通知催告がなくとも、また、当社から利用契約の全部または一部の解約がなされない場合でも、当然に期限の利益を喪失し、直ちに一括して弁済しなければならないものとします。

第44条(存続条項)

その理由の如何を問わず利用契約が終了した場合であっても、利用契約等に別段の定めがある場合のほか、契約者の当社に対する各種利用料金支払に関する各規定、当社の免責に関する規定、当社または契約者の損害賠償その他金銭の支払に関する規定、第35条(秘密情報の取り扱い)、第36条(個人情報の取り扱い)、第37条(損害賠償の制限)、第38条(保証)、第40条(知的財産権)、第41条(権利義務譲渡の禁止)、第46条(合意管轄)、第47条(準拠法)、および第48条(協議等)の規定はなお有効とします。

第45条(見出し)

本約款の各条文の見出しは、全く便宜のために記載されたものであり、利用契約等の解釈に使用されないものとします。

第46条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

第47条(準拠法)

利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第48条(協議等)

利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議のうえ解決することとします。

- 2 利用契約等のいずれかの部分が無効または違法となった場合でも、かかる無効または違法となった部分については、いかなる意味でも利用契約等に定める他の条項に影響せず、有効性を損なわず、および無効にしないものとし、利用契約等の他の条項は全面的に有効とするものとします。

別紙

follow サービスの概要

1. follow サービス

follow サービスでは、以下のサービスを提供します。

なお契約者は、利用契約毎にAまたはBのいずれか1つのサービスを選択するものとします。

A. follow(SaaS 版) サービス

B. follow Smart Touch サービス

2. 本サービスの概要

follow(SaaS 版) サービスの概要については、別紙1のとおりとします。

follow Smart Touch サービスの概要については、別紙2のとおりとします。

follow (SaaS 版) サービスの概要

1. サービス利用範囲

(1) サービスの名称：follow(SaaS 版)サービス

(2) サービスの内容

以下のサービスメニューを提供する勤務管理サービスです。

①基本サービス

follow(SaaS 版)サービスで標準利用できるサービスです。

| サービスメニュー | 概要 |
|-----------|---|
| ①-1 勤務・休暇 | 利用者からの勤務および休暇の申請、サービス管理者からの承認により勤務管理、休暇管理ができる機能、ソフトタイムレコーダー機能（注）。 |

(注) ソフトタイムレコーダー機能をご利用する場合の動作確認済みのデバイス端末リストは、当社所定の方法により別途提示いたします。

②オプションサービス

- ・以下の機能オプション、入力オプションから選択（複数選択も可能）して申込みことができます。
- ・機能オプションだけのお申込はできません。
- ・入力オプションだけのお申込はできません。
- ・手続方法や条件については本約款第 5 条（利用契約の締結等）の定めを準用するものとします。

機能オプション

| 機能オプション | 概要 |
|----------|--|
| ②-1 工数管理 | 利用者からの作業内容の申請、サービス管理者からの承認により工数の管理ができる機能。 |
| ②-2 出張旅費 | 利用者からの近距離、遠距離の出張旅費の申請、サービス管理者からの承認により出張旅費を管理できる機能。 |

入力オプション

| 入力オプション | 概要 |
|--------------------|--|
| ②-3 モバイル | 利用者からは出退勤打刻、勤務・年次有給休暇申請、作業内容、近距離出張申請ができサービス管理者からは、勤務・年次有給休暇、近距離出張承認ができる機能。 |
| ②-4 follow チャットボット | 利用者がチャットツールを用いて出退勤時刻等の操作ができる機能。 |

- ・ follow チャットボットのお申込前に、利用契約ごとに所定チャットツールのご利用開始済であることが必要です。

③導入支援サービス

follow(SaaS 版)サービスの利用に必要な設定を当社で代行するサービスです。

以下のサービスメニューから選択（複数選択も可能）して申込みことができます。

| サービスメニュー | 概要 | |
|-----------------|---|--|
| 初期環境設定作業 | ③-1 基本サービス | follow(SaaS 版)サービスを利用する上での共通環境設定や、①-1 勤務・休暇機能の利用に必要な設定を代行する。 |
| | ③-2 工数管理 | ②-1 工数管理機能の利用に必要な設定を代行する。 |
| | ③-3 出張旅費 | ②-2 出張旅費機能の利用に必要な設定を代行する。 |
| ③-4 ユーザーデータ登録代行 | ユーザーデータ（社員情報、有給休暇情報、時間外累計情報、グループ構成情報等）の登録を代行する。 | |

・利用申込方法

当社所定の利用申込方法（基本サービスやオプションサービスの利用申込書とは別になります。）でのお申込となりますが、手続方法や条件については本約款第 5 条（利用契約の締結等）の定めを準

用するものとします。

・作業場所と作業設備

契約者設備が設置されている場所で、契約者設備、管理者ログイン ID およびパスワードを使用して作業するものとします。

契約者設備と管理者ログイン ID およびパスワードを使用して follow (SaaS 版) サービスにログインができ、かつ別紙 1 に定める契約者設備の推奨仕様に加え、契約者設備に Microsoft® Excel® がインストール済みであることを必須とします。

・実施期間

導入支援サービスの実施期間は、当社所定の利用申込方法で申込まれた内容と実施希望日に応じて、5 営業日（当社の営業日とします。本約款において別段の定めのない限り、以下同じ。）以内の範囲で当社が必要とする期間を定めるものとします。

・契約者による事前準備

契約者は、導入支援サービスの実施期間までに当社所定の方法により、設定に必要な条件を定めておくものとします。

・作業完了確認方法

当社は、導入支援サービスの作業終了後、速やかに契約者に「作業報告書兼確認書」により報告するものとします。

契約者は、導入支援サービスの作業内容について、当該「作業報告書兼確認書」を受領した日の翌日から起算して 7 日（以下「確認期間」という。）以内に確認するものとし、当該確認を終了したときは、「作業報告書兼確認書」によりその結果を当社に通知するものとします。なお、契約者の当該確認に合格した時をもって、導入支援サービスにかかる作業は完了したものとします。

確認期間内に「作業報告書兼確認書」が当社に通知されなかった場合、または甲の不合格である旨の通知が理由のないものもしくは不当なものである場合確認期間満了日の経過をもって導入支援サービスは契約者の確認に合格したものとみなします。

契約者による確認の結果、不合格である旨の通知を受け取った場合、当社は、当該通知が正当な理由によるものと判断した場合においては、自己の責任と負担において合理的な範囲内で再度導入支援サービスを実施するものとし、その再実施が完了したときは、当社は速やかに契約者に通知し、再度同様の確認を受けるものとします。

(3) follow (SaaS 版) サービスの対象外

以下に定めるものについては follow (SaaS 版) サービスの対象外とします。

- ① 契約者設備に関する問合せおよび障害対応等
- ② 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の共有
- ③ 契約者の勤務データの内容、運用等に関する問合せ
- ④ 前各号の他、(2) サービスの内容に定めがないもの

(4) follow (SaaS 版) サービスの提供時間

| | |
|------------|--|
| ①基本サービス | 1 日 24 時間、年中無休（ただし、本約款第 14 条第 2 項第 1 号に定める保守等を |
| ②オプションサービス | 一時的に中断する場合を除く） |
| ③導入支援サービス | 契約者からの依頼に基づき、個別に調整の上、提供するものとします。 |

(5) サポート業務

follow (SaaS 版) サービスの付帯業務として、以下のサポート業務を提供します。

① follow (SaaS 版) サービスの更新版の提供

follow (SaaS 版) サービス用設備の機能向上および障害の修正によるバージョンアップおよびリビジョンアップ版を当社所定の方法により提供します。

② 連絡先担当者からの E-mail による技術的問合せ

follow (SaaS 版) サービスに関する技術的な問合せの受付、問題解決を支援します。ただし、契約者の勤務管理の制度や業務内容等についての問合せは含みません。また、技術的問合せに対する回答により、問題を解決することを保証するものではありません。

③ follow (SaaS 版) サービス用設備の機能不全の是正

follow (SaaS 版) サービス用設備に関する障害の原因調査および解析を行い、判明したものの改修を行います。

上記①～③いずれのサポート業務も、当社の判断において適宜行うものであり、契約者の希望する内容および期間において提供することを保証するものではありません。

(6) サポート業務の対象外

以下に定めるものについてはサポート業務の対象外とします。

- ① 契約者設備の障害または follow(SaaS 版) サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等の接続環境の障害
- ② 当社の指定する方法以外の操作等に起因する障害の修理
- ③ 利用者の故意または過失に起因する障害の修理
- ④ follow(SaaS 版) サービスを本来の適用業務以外に使用した場合
- ⑤ その他利用契約に定める範囲外の一切の作業

(7) サポート業務の提供時間

平日 午前 9 時から午後 5 時 30 分までです。ただし、土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する祝日および休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）、および当社指定の休日（都度連絡致します。）を除きます。

2. サービス利用範囲の変更手続き

本約款第 6 条に基づき follow(SaaS 版) サービスのサービス利用範囲の変更の手続等は、以下に定めるとおりとします。

- (1) follow(SaaS 版) サービスの利用にかかる変更の手続等は、本約款第 5 条(利用条件の締結等)第 6 項から第 9 項のとおりとします。
- (2) follow(SaaS 版) サービスの利用にかかるサービス利用範囲のうちユーザライセンス数を変更する場合は、「4. follow(SaaS) 版サービス利用料金表（税別）」に定める基本サービスのユーザライセンス数の下限を下回らない範囲で、変更することができるものとします。
- (3) follow(SaaS 版) サービスの利用にかかるサービス利用範囲の変更は、当社が所定の方法による承諾の通知を発信したときから適用されます。
- (4) follow(SaaS 版) サービスの利用にかかるサービス利用範囲の変更後の利用料金は、当該月における最新の利用契約に基づき算出し、当該変更後の利用料金は翌月 1 日から適用されます。

3. 契約者設備の推奨仕様

契約者は、当社が別途指定する推奨仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

4. follow(SaaS 版) サービス 利用料金表（税別）

(1) 基本サービス

| サービスメニュー | 利用料金 |
|----------|---|
| 勤務・休暇 | 月額 17,500 円（50 ユーザライセンスまで） なお、51 ユーザライセンス以降は、1 ユーザライセンスあたり月額 350 円とする（※） |

基本サービス：

- ・ 50 ユーザライセンス未満の場合は、50 ユーザライセンス分の利用料金となります。
- ・ 基本サービスのユーザライセンス数の変更は、10 ユーザライセンス単位となります。
- （※） ユーザライセンスは、1 人の利用者（個人）に対して 1 ユーザライセンスが必要です。

(2) オプションサービス

機能オプション

| サービスメニュー | 利用料金 |
|----------|------|
|----------|------|

| | | |
|---------|------|--|
| 機能オプション | 工数管理 | 左記オプションの申込数によって、1 ユーザライセンスあたりの利用料金は異なります。 |
| | 出張旅費 | 1 オプション追加：基本サービスとセットで1 ユーザライセンス月額 500 円 2 オプション追加：基本サービスとセットで1 ユーザライセンス月額 600 円 (※) |

機能オプション：

- ・機能オプションだけのお申込はできません。
- ・機能オプションは、10 ユーザライセンスからご利用いただけます。
- ・機能オプションのユーザライセンス数の変更は、10 ユーザライセンス単位となります。
- ・機能オプションの利用料金は、基本サービスとの組み合わせが前提です。基本サービスのユーザライセンス数を超えた数の機能オプションの利用料金は、以下のとおりです。
 - ・1 オプション追加：1 ユーザライセンス月額 200 円
 - ・2 オプション追加：1 ユーザライセンス月額 400 円

(※) ユーザライセンスは、1 人の利用者（個人）に対して1 ユーザライセンスが必要です。

入力オプション

| サービスメニュー | | 利用料金 |
|----------|-------------------|-------------------|
| 入力オプション | モバイル | 1 ユーザライセンス無料 (※1) |
| | follow チャットボット | 利用契約に対して無料 |

入力オプション：

- ・入力オプションだけのお申込はできません。
- ・モバイルは、10 ユーザライセンスからご利用いただけます。
- ・モバイルのユーザライセンス数の変更は、10 ユーザライセンス単位となります。

(※1) ユーザライセンスは、1 人の利用者（個人）に対して1 ユーザライセンスが必要です。

(3) 導入支援サービス

| サービスメニュー | | 利用料金 |
|------------|--------|---|
| 初期環境設定作業 | 基本サービス | 50,000 円 |
| | 工数管理 | 50,000 円 |
| | 出張旅費 | 50,000 円 |
| ユーザデータ登録代行 | | 25,000 円 (50 ユーザライセンス登録まで) なお、51 ユーザライセンス以降の登録は1 ユーザライセンスあたり 500 円とする |

ユーザデータ登録代行：

- ・登録するユーザライセンス数が 50 ユーザライセンスを超える場合、10 ユーザライセンス単位での追加が必要となります。
- ・50 ユーザライセンス未満の場合は、50 ユーザライセンス分の料金となります。
- ・利用料金の上限は 1,000 ユーザライセンス分までとし、1,000 ユーザライセンスを超える場合であっても 1,000 ユーザライセンス分の利用料金とします。
- ・利用料金は、登録を代行したユーザライセンス数に基づき算定されます。

※Microsoft® Excel®は米国 Microsoft Corporation の登録商標です。

follow Smart Touch サービスの概要

1. サービス利用範囲

(1) サービスの名称 : follow Smart Touch サービス

(2) サービスの内容

以下のサービスマニューを提供する勤務管理サービスです。

①基本サービス

follow Smart Touch サービスで標準利用できるサービスです。

| サービスマニュー | 概要 |
|-----------|--|
| ①-1 勤務・休暇 | 利用者からの出退勤打刻、休暇申請、サービス管理者の勤務状況の管理ができる機能、ソフトタイムレコーダー機能(注)。 |

(注) ソフトタイムレコーダー機能をご利用する場合の動作確認済みのデバイス端末リストは、当社所定の方法により別途提示いたします。

②オプションサービス

- ・基本サービスに追加できるサービスです。
- ・以下のオプションサービスマニューから選択できます。
- ・手続方法や条件については本契約第 5 条（利用契約の締結等）の定めにかかわらず、申込不要で契約者はオプションサービスが利用できます。

機能オプション

| オプションサービスマニュー | 概要 |
|---------------|--|
| ②-1 出張旅費 | 利用者からの近距離、遠距離の出張旅費の申請、サービス管理者からの承認により出張旅費を管理できる機能。 |

③導入支援サービス

follow Smart Touch サービスの利用に必要な設定を当社で代行するサービスです。

以下のサービスマニューから選択（複数選択も可能）して申込むことができます。

| サービスマニュー | 概要 | |
|-----------------|---|---|
| 初期環境設定作業 | ③-1 基本サービス | follow Smart Touch サービスを利用する上での共通環境設定や、①-1 勤務・休暇機能の利用に必要な設定を代行する。 |
| | ③-2 出張旅費 | ②-1 出張旅費機能の利用に必要な設定を代行する。 |
| ③-3 ユーザーデータ登録代行 | ユーザーデータ（社員情報、有給休暇情報、時間外累計情報、グループ構成情報等）の登録を代行する。 | |

・利用申込方法

当社所定の利用申込方法（基本サービスやオプションサービスの利用申込書とは別になります。）でのお申込となりますが、手続方法や条件については本契約第 5 条（利用契約の締結等）の定めを準用するものとします。

・作業場所と作業設備

契約者設備が設置されている場所で、契約者設備、管理者ログイン ID およびパスワードを使用して作業するものとします。

契約者設備、管理者ログイン ID およびパスワードを使用して follow Smart Touch サービスにログインができ、かつ別紙 2 に定める契約者設備の推奨仕様に加え、契約者設備に Microsoft® Excel® ソフトウェアがインストール済みであることを必須とします。

・実施期間

導入支援サービスの実施期間は、当社所定の利用申込方法で申込まれた内容と実施希望日に応じて、5 営業日以内の範囲で当社が必要とする期間を定めるものとします。

・ 契約者による事前準備

契約者は、導入支援サービスの実施期間までに当社所定の方法により、設定に必要な条件を定めておくものとします。

・ 作業完了確認方法

当社は、導入支援サービスの作業終了後、速やかに契約者に「作業報告書兼確認書」により報告するものとします。

契約者は、導入支援サービスの作業内容について、当該「作業報告書兼確認書」を受領した日の翌日から起算して7日（以下「確認期間」という。）以内に確認するものとし、当該確認を終了したときは、「作業報告書兼確認書」によりその結果を当社に通知するものとします。なお、契約者の当該確認に合格した時をもって、導入支援サービスにかかる作業は完了したものとします。

確認期間内に「作業報告書兼確認書」が当社に通知されなかった場合、確認期間満了日の経過をもって導入支援サービスは契約者の確認に合格したものとみなします。

契約者による確認の結果、不合格である旨の通知を受け取った場合、当社は、当該通知が正当な理由によるものと判断した場合においては、自己の責任と負担において合理的な範囲内で再度導入支援サービスを実施するものとし、その再実施が完了したときは、当社は速やかに契約者に通知し、再度同様の確認を受けるものとします。

(3) follow Smart Touch サービスの対象外

別紙1に定める「1. サービス利用範囲(3)「follow (SaaS版) サービスの対象外」」を準用するものとします。

(4) follow Smart Touch サービスの提供時間

別紙1に定める「1. サービス利用範囲(4)「follow (SaaS版) サービスの提供時間」」を準用するものとします。

(5) サポート業務

別紙1に定める「1. サービス利用範囲(5)「サポート業務」」を準用するものとします。

(6) サポート業務の対象外

別紙1に定める「1. サービス利用範囲(6)「サポート業務の対象外」」を準用するものとします。

(7) サポート業務の提供時間

別紙1に定める「1. サービス利用範囲(7)「サポート業務の提供時間」」を準用するものとします。

2. サービス利用範囲の変更手続き

follow Smart Touch サービスのサービス利用範囲の変更手続方法や条件については、本約款第5条（利用契約の締結等）第5項の定めにかかわらず、契約者は、利用メニュー設定によりサービス利用範囲を変更することができます。

3. 契約者設備の推奨仕様

契約者は、当社が別途指定する推奨仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

4. follow Smart Touch サービス 利用料金表（税別）

(1) 基本サービス

| サービスメニュー | 利用料金 |
|----------|---|
| 勤務・休暇 | 月額2,000円（10ユーザライセンスまで） なお、11ユーザライセンス以降は、1ユーザライセンスあたり月額200円とする（※） |

基本サービス：

- ・ 10ユーザライセンス未満の場合は、10ユーザライセンス分の利用料金となります。
- ・ 基本サービスのユーザライセンス数の変更は、1ユーザライセンス単位です。
- ・ 基本サービスのサービスメニューを利用したユーザライセンス数を月末に算定し、当該ユーザライセンス数を利用実績とします。

（※）ユーザライセンスは、1人の利用者（個人）に対して1ユーザライセンスが必要です。

(2) オプションサービス

機能オプション

| サービスメニュー | 利用料金 |
|----------|----------------------------|
| 出張旅費 | 1 ユーザライセンスあたり 月額 150 円 (※) |

機能オプション：

- ・機能オプションだけの利用はできません。
- ・オプションサービスのユーザライセンス数の変更は、1 ユーザライセンス単位です
- ・オプションサービスのサービスメニューを利用したユーザライセンス数を月末に算定し、当該ユーザライセンス数を利用実績とします。

(※) ユーザライセンスは、1 人の利用者（個人）に対して 1 ユーザライセンスが必要です。

(3) 導入支援サービス

| 導入支援サービスメニュー | 利用料金 |
|--------------|--|
| 初期環境設定作業 | 基本サービス 50,000 円 |
| | 出張旅費 50,000 円 |
| ユーザデータ登録代行 | 5,000 円 (10 ユーザライセンス登録まで) なお、11 ユーザライセンス以降の登録は 1 ユーザライセンスあたり 500 円とする |

ユーザデータ登録代行：

- ・登録するユーザライセンス数が 10 ユーザライセンスを超える場合、1 ユーザライセンス単位での追加が必要となります。
- ・10 ユーザライセンス未満の場合は、10 ユーザライセンス分の料金となります。
- ・利用料金の上限は 1,000 ユーザライセンス分までとし、1,000 ユーザライセンスを超える場合であっても 1,000 ユーザライセンス分の利用料金とします。
- ・利用料金は、登録を代行したユーザライセンス数に基づき算定されます。

※Microsoft® Excel®は米国 Microsoft Corporation の登録商標です。